

令和4年仙審第15号

裁 決

モーターボートA転覆事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官米倉毅出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和3年9月11日06時33分

新潟県直江津港西方沖合

2 船舶の要目

船種 船名 モーターボートA

全 長 4.11メートル

機関の種類 電気点火機関

出 力 7キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央やや後方に操舵区画を配し、同区画前部中央に舵輪及び魚群探知機兼用のGPSプロッターを、その左に操縦レバーを、舵輪後方に操縦席を備え、バッテリー電源で作動する持ち運び式のビルジポンプを左舷中央部付近に配置し、船尾中央に船外機1機を有する和船型FRP製モーターボートで、a受審人が単独で乗り組み、友人2人を乗せ、それぞれ救命胴衣を着用し、釣りの目的で、船首0.3メートル船尾0.5メートルの喫水をもって、令和3年9月11日05時30分直江津港を発し、同港西方沖合の釣り場に向かった。

ところで、a受審人は、令和3年6月に釣りをを行うためAを中古で購入し、同年8月に現有の小型船舶操縦免許を取得した後、Aを操縦したことが1回だけで、Aの操船に不慣れであった。

a受審人は、06時00分頃釣り場に到着し、漂泊して釣りを行った後、魚群探知機の画面で魚影を見つけようと、同乗者2人が船首付近に位置し、自身が操縦席に腰掛け、船首側が下がった状態で釣り場を発進し、06時13分半鳥ヶ首岬灯台から063度（真方位、以下同じ。）3.8海里の地点で、針路を189度に定め、4.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により進行した。

a受審人は、06時27分鳥ヶ首岬灯台から077度3.3海里の地点に至ったとき、波浪が船首方から打ち込むのを認め、このまま波浪の打ち込みが続くと、船内に海水が滞留して転覆するおそれがあったが、船体を傾けて排水すれば航行に支障ないと思い、同乗者を後方に移動して船首を高くするなど、波浪の打ち込みに対する安全確保の措置を十分にとることなく、左旋回を開始した。

こうして、a受審人は、左旋回しながら船体を左に傾けビルジポンプで排水作業を行っていたところ、06時32分更に波浪が船首方から打ち込んで水船状態となり、06時33分鳥ヶ首岬灯台から

077度3.3海里の地点において、Aは、船首が090度を向き、行きあしがなくなったとき、復原力を喪失して右舷側に転覆した。

当時、天候は曇りで風力2の西風が吹き、付近海域には波高約0.5メートルの有義波があり、視界は良好で、潮候は下げ潮の初期であった。

転覆の結果、船外機に濡損を生じたが、消防署が手配した船により新潟県有間川漁港に引き付けられたのち修理され、a受審人及び同乗者2人は、同船により全員救助された。

(原因及び受審人の行為)

本件転覆は、直江津港西方沖合において、船首側が下がった状態で航行中、波浪が船首方から打ち込んだ際、波浪の打ち込みに対する安全確保の措置が不十分で、左旋回しながら排水作業中、更に波浪が船首方から打ち込んで水船状態となり、復原力を喪失したことによって発生したものである。

a受審人は、直江津港西方沖合において、船首側が下がった状態で航行中、波浪が船首方から打ち込むのを認めた場合、このまま波浪の打ち込みが続くと、船内に海水が滞留して転覆するおそれがあったから、同乗者を後方に移動して船首を高くするなど、波浪の打ち込みに対する安全確保の措置を十分にとるべき注意義務があった。ところが、同受審人は、船体を傾けて排水すれば航行に支障ないと思い、波浪の打ち込みに対する安全確保の措置を十分にとらなかった職務上の過失により、左旋回しながら排水作業中、更に波浪が船首方から打ち込んで水船状態となり、復原力を喪失して転覆する事態を招き、船外機を濡損させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、

同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年1月19日

仙台地方海難審判所

審判官 廣 畠 貫 治